

特定非営利活動法人の設立の認証について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立を認証した。これにより本県の認証団体数は377団体となる。

1 認証年月日

令和4年7月5日

2 認証団体の概要

- ・名称 特定非営利活動法人ほんわかのタネまき
- ・代表者 坂本 茂樹
- ・事務所 金沢市北袋町ヲ48番地1（西村様方）
- ・目的

この法人は、親子イベント（ワークショップや講演会、体験会等）を通して、自分の価値と存在意義、および周りへの感謝の気持ちを学ぶことにより、大人が生き生きと生きるようになり、「子供たちが早く大人になりたくなる社会作り」を目的とする。

- ・名称 特定非営利活動法人紫桜
- ・代表者 三井 美千子
- ・事務所 石川県金沢市西念一丁目15番7号 恵西苑1号室
- ・目的

この法人は、精神しょうがいのある人または精神しょうがいの疑いのある人（以下精神しょうがい者と略す）及び、触法者が地域で安心して生活できるよう又、再犯防止となるよう日常生活や社会生活における個別的な相談を行い、精神しょうがい者及び触法者の自立を支援し必要な環境を整えること及び精神しょうがい者問題、更生保護問題に対する社会的理解を促進する事業を行う。そして、そのことをもって精神保健福祉施策、更生保護施策の充実と地域の精神保健福祉、更生保護の向上及び増進に寄与することを目的とする。